

補助金調書

補助金名	使用済自動車海上輸送費補助金			担当課 (連絡先)	環境局循環型社会推進部 産業廃棄物指導課 (TEL:092-711-4303)
交付先	個人 団体	玄界島及び小呂島において発生する使用済自動車を本土の引取業者へ引き渡すため、海上輸送を行った者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		通年	
(公募の場合) 応募要件	玄界島及び小呂島において発生する使用済自動車を本土の引取業者へ引き渡すため、海上輸送を行った者				
補助開始年度	平成19	年度	経過年数	7	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	離島(玄界島及び小呂島)で発生する使用済自動車を本土の引取業者へ引き渡すための海上輸送に要した経費に対して補助を行うことで、使用済自動車の再資源化を促進する。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費認定限度額(玄界島からの海上輸送の場合は8000円、小呂島からの海上輸送の場合は12,000円)の10分の8以内の額			
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	0 件	0 件	0 件	
	64 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	実績なし				
補助金交付 による効果	離島(玄界島及び小呂島)で発生する使用済自動車が不法投棄されることなく、再資源化されることを促進する。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。